

第 65 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

平成 28 年 2 月 9 日（木） 午前 10 時から午前 11 時 30 分まで

2 開催場所

エスポワールいわて 3F 特別ホール

3 出席者

【委員（12 名） 敬称略・五十音順】

石川 奈緒

伊藤 歩

久保田 多余子

齊藤 貢

佐藤 きよ子

島田 卓哉

鈴木 まほろ

鷹觜 紅子

中村 学

平井 勇介

平塚 明

由井 正敏

【事務局】

環境保全課総括課長 小野寺 宏和

環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長 藤村 朗

その他関係職員

【事業者】

日本風力開発株式会社

4 議事

（冒頭、事務局から、委員 14 名中 12 名が出席しており、半数以上出席していることから、会議が有効に成立していることを報告し、会議の一部を非公開とすることについて委員の了承を得た後、議事に入りました。）

（1）「（仮称）田野畑風力発電事業計画段階環境配慮書」

[会長]

それでは、議事の一番目「（仮称）田野畑風力発電事業計画段階環境配慮書」の審議に入りま

す。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者（日本風力開発株式会社）から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事務局から、事業者から説明させたいとの話がありましたが、よろしいでしょうか。それでは、事業者から説明をお願いいたします、30分程度でよろしくをお願いします。

[事業者]

(事業者から、事業内容等について説明がありました。)

[会長]

ただ今事業者から説明がありました。ただ今の説明につきまして、内容の確認も含め、先に御質問があればお願いします。なお、希少動植物に関わる質問等については、一般的事項について審議頂いた後に、会議を非公開にして行います。

それでは、どこからでもよろしいですので、よろしくお願いします。

[齊藤委員]

1番の質問の確認なのですが、東側と西側を繋ぐ区域、このブルーのエリア、ここは送電線建設のためのエリアと回答にありますけども、ここは、道路は出来ないという解釈でよろしいでしょうか。

[事業者]

ここには既存道路がございます、既存道路の脇に電柱を建てたりだとか、道路内に埋設させて頂くというようなことを考えております。

[会長]

よろしいですか。

[齊藤委員]

はい。

[会長]

この配られたスライド風の資料は小さいので、本編のページ12に道路網図、インフラ整備状況というのがあるのですが、今の御質問のところは、これらに載っているルートですか。

[事業者]

道路が点線の部分をずっときていると思うのですが、この所のことを言っています。

[会長]

齊藤委員、それで分かりましたか。

[齊藤委員]

はい。

[事業者]

名前がちょっと、ここには入っていないのですが、県道が走っています。

[会長]

そうですか。

ついでに、この図で、東側は道路らしきものがずっと南北に通っているのですが、西側の事業想定エリアには、中央付近に道らしきものがありますけど、これは市町村境なのかよく分からないのですが、ここにもし、風車を建てる時は道はあるのですか。

[事業者]

このブルーでお示しさせて頂いている所には、尾根まで上がっている道路があります。ここには、一応田野畑村道として道路があります。

[会長]

まつるべ峠に行く所ですか。

[事業者]

田代と年々を結んでいる道路になります。

[会長]

それはあるのですね。

南北に繋がる道路はあるのですか。

[事業者]

南北に繋がる道路はないです。道路は、林道といいますか、木の出し入れを行った形跡があるものは少々残っていますが、風車を運ぶだけの広い道路はございません。

[会長]

そうですか。分かりました。ありがとうございました。

今の図でもう一つお聞きしたいのですが、東側のエリアを東西に貫いて、それから、南北に三陸縦貫道の予定路線、ないし工事中の橙色のルートがありますね。特に東側の下部、南の方は、一部が工事中的エリアと重なっていますね。そういったことから言いますと、三陸縦貫道の工事は、まだ数年かかるとお思いますので、この事業が、平成34年の竣工を目指しているとなると、部分的には、工事が重なる可能性もありますよね。

[事業者]

部分的には重なります。

[会長]

そういうことで、両方ともですけど、それぞれの工事における環境影響について、重複的な影響というものを勘案する必要があると思います。

他にございますか。

島田委員、コウモリはよろしいですか。私が質問しますが。

[島田委員]

先にどうぞ。

[会長]

本編の18ページにある、風車の大きさですけども、まだ機種が決まっていませんけども、本編18ページの機種で見ますと、ハブの高さが最大99mで、ブレードの直径が63mですね。これを単純に足しますと、高さが最大162mになります。かなりの大きさのものなのですけども。

そうしますと、コウモリの調査を、先程の回答で樹上で行う、場合によっては風況観測塔の上で行うと事前質問5番の回答に書いてありますね。

樹上ですと、15mの木の上に付けて、それからバットディテクター等の感知範囲が30、50mですから、15mで、最新のピーターソンのバッドディテクターで50mですから、それでも65mですよ。後100m、風車の回転域のトップまで足りないわけです。

風況観測塔ですと、60mのポールを建てます。そのトップには、中々バットディテクターを置けないので、50mの所に置くとすると、最新のピーターソンでも、やっと50mの感知範囲で、これでも100mしかいかないですね。だから、最大162mのブレード全体への衝突を予測するには、あと60m足りないのですよ。そういうことから、色々な方法をやる必要があります。

それから最近では、コウモリ研究のグループから、沢山の質問が来まして、色々希望なり、指示があるわけですね。必ずしも統一がとれていないのですけども。今言ったように、高度的に不足する機械で調査すると、また質問が来て再調査をすることになる可能性がありますので、私が最近薦めているのは、オーソドックスですが、懐中電灯で照らして上空を見れば、コウモリが飛んでいるのは見えるわけです。

従来の懐中電灯は紫外線が含まれているので、逆に蛾類とか昆虫が寄って来て、それにつられてコウモリも、低空の方にライトに誘引されて来てしまうと、肝心の通常飛んでいる飛翔空間の所になくなってしまいますので、それは駄目だと一般意見であるのですが、最近では、LEDの強力サーチライトが非常に安価で手に入りまして、これは元々、紫外線がカットされているですよ。だから、蛾類とか昆虫が寄って来る可能性がほとんどないです。

ただし、ライトを点けると、コウモリは負の走光性、マイナスで光が当たると逃げるということから、そのようにさせないためには、昔から哺乳類の調査で使われている赤色灯、あるいは、赤いセロハンを被せるとか、出来るだけ逃げられないようにすることが大事だと思います。

色々試して頂いて、相当に高高度まで、実際に目視出来ますし、場合によっては暗視装置や暗視ビデオ等で同時に録画してもいいと思います。そうしないと、肝心の風車が回っていると

ころを、一時間あたり何羽通っているのかというのは分からないと思うのです。分からないと衝突の予測が出来ないと思います。ただし、いずれの方法でやっても、現段階では、種類判定は、どのような方法でやっても非常に難しいです。そういうことから言いますと、種類別ではなくて、グループ全体として、コウモリが何羽くらいここを通っているかという動態の調査と、グループ全体としての衝突数の予測をする必要があるというふうに思います。

特にここは、私の質問にも書きましたように、安家洞とか、岩泉の龍泉洞とか、近傍に日本屈指の洞窟があって、そこに何千頭というコウモリがいるのは分かっていますので、特に、この西側エリアは、先程の別の質問にもありますけども、海岸地帯があって、洞窟が多いと思いますので、沢山コウモリが飛んでいると思います。だから、非常に要注意だと思います。とりあえず、コウモリについては、以上です。

はい、では島田委員。

[島田委員]

ほとんど重なりますが、ヤマコウモリしか文献には記載されていないということですが、ヤマコウモリのような樹林性のものだけではなくて、会長が仰られたような、洞窟性のコウモリ等が、多分確認されるのではないかと思いますので、注意を払って頂きたいということと、調査に関しては、高高度の部分をしっかりを見ていただくのは、もちろん大切なのですが、風況塔を使えるのは、多分1、2箇所だと思うので、そうでない場所でも、少しでも樹冠より上の状況を把握するための調査を予定されていると書いてありますので、それを可能な限り多数の地点で行って頂きたいと思います。

特に、植生を代表するようなポイントで、数箇所調査して頂きたいと思います。とりあえず、そういうところでよろしくお願いします。

[会長]

事業者、よろしいですね。

[事業者]

はい。

[会長]

それから、市町村長からの意見の中に、例えば、今日の資料の2-2の田野畑村長から、2番目にマサ土があるので、危険性が高いという御指摘ですが、これは本編の地図から読み取れるのでしょうか。説明をお願いします。

[事業者]

場所的に、今言われているのは、送電線を作るといった青い所、田代から年々に抜ける道路の付近に、マサ土が道路脇で見受けられました。その所を言っているのではないかと思います。

[会長]

そうすると、事業区の風車が建つ所ではないということですか。

[事業者]

風車の西側の方の、エリアのちょうど北側の所、送電線の青い部分だと思imasuので、この辺のことではないかと思っております。

[会長]

送電線ではなく、風車が建つ所ですか。

[事業者]

はい。風車が建つ青いエリアから引き続きの所です。

[会長]

そうですか。本編ページ 41 の図で言えますか。

あるいは、45 ページでしょうか。

[事業者]

45 ページで花崗岩質となっている所を推測されているのだと思います。

[会長]

ピンク色の所ですね。

[事業者]

そうです。花崗岩質が風化した土壌ですので、そういったところで、もしかしたら御意見を頂いている可能性はあると思います。

[会長]

そうですか。これは表層地質図だから、風車を建てる時は大体 20m くらいですか。基盤を取りますよね。

[事業者]

そうですね。基礎の形状にもよると思いますけども。

[会長]

そうすると、それはがっちり、岩盤に固着するということが良いのですか。

[事業者]

そうですね。

[会長]

分かりました。

はい、鷹嘴委員

[鷹嘴委員]

配慮書の9ページの一番下の所で、米印があるのですが、そこに「風力発電機から約400mまでの距離にある民家において苦情等が多く発生している」と書いてあります。そして、「近年ではメーカーが生産する風力発電機の大型化が進んでいることから、これらを踏まえ、本事業では500mの離隔を確保する」とあります。

そして今度は、15ページを見て頂きたいのですが、この15ページの図では、事業実施想定区域から、東側の部分の丸っぽい形で抜いている部分の住宅等が多数ある部分を除外しているわけですが、ただ、除外してもこの住宅地は、三方向から風力発電機に囲まれていると思うのです。これも500m離れたということですよ。そういう状況ではあるのですが、風力発電機が、苦情があった時には、恐らく出力が2000kWくらいではないかと思うのですが、例えば3,600kWの発電機を採用した時に、以前よりも1.8倍の出力になるわけですよ。500mであればいいと考えた根拠を説明して頂ければと思います。

今まで、201基の風力発電機を設置しているということですが、こういうふうに住宅地を三方向から500m以内の所で取り囲んだ事例がありましたら、その辺の状況についても、苦情の有無ですとかをお伺いしたいのですが。

[事業者]

風車は大型化していますが、環境省が調査した時は、ほぼ1,500kWの風車が主流の時代でございまして、その時に、騒音とか、低周波の問題で、どの辺が一番苦情が多いのかという調査をやりまして、その時は、確か1,500kWくらいの風車の時でございます。

その時は、音源的には1,500kWの風車が、例えば3,600kWになったからといって、音源が2倍、3倍に大きくなっていくかというと、風車から出る音源というのは、そんなに変化はしていないのですが、我々とする、今までの所、400mの所が苦情が一番多かったということで、余裕幅を見て500mというかたちを取らせて頂いたというところでございます。

ただ、昨今、環境省の方も、この風力発電機の騒音のガイドライン的なものを作って参りましたので、最終的な評価をまとめる段階においては、そういうものを取り込めという意見が、環境省の意見という形で出てきているのではないかと思います。

それと、今まで200基の風車をやらしてもらっているわけですが、その当時は、1,500kWの段階では、200m離れば、ほぼ問題ないということで、過去には200mくらいの所に人家がある所でやっていたということもありますが、私共がやっている中では、特に苦情だとかいうものは発生していなかったという状況でございます。

[鷹嘴委員]

三方向という点はどうですか。

[事業者]

三方向に風車があったという事例は、六ヶ所村の 66 基という風車を今やっているのですが、その中には住宅、農家がポツポツとありまして、その中においては、三方向に風車があるという事例もありますが、そこからの苦情は来ていません。

[鷹嘴委員]

そうしましたら、次の段階で、参考資料という形で、他の地区の三方向に囲まれた部分の風車の配置ですとか、住宅の配置ですとか、そういうのは見せて頂けますか。

[事業者]

はい、わかりました。

[鷹嘴委員]

実際に、それで苦情がなければいいのですが、この中にもあるように、騒音に関する苦情であるとか、そういうことが、今まで 0 件という地区なので、本当に静かな所で生活していると思うのです。岩泉町長からの意見にも、地区の人達に十分説明して欲しいというようなことも書いてますので、お願いしたいと思います。

それから、先程も質問がありましたけども、15 ページの青い、風力発電機を設置しない事業実施想定区域、この部分について、行う工事、事業というのは、送電線の埋設になるかどうかはわかりませんが、それだけということによろしいですか。

[事業者]

はい。送電線の西側と東側を連系させなければいけないという形で、東北電力には、一つの発電所での引渡しになりますので、その両側を結ぶということで、この真ん中に電柱と、電柱が建てられない場所については、支柱を道路の下に埋設しているという状況でございますので、ここは風車だとかを建てるエリアではないということで、工事は電柱と支柱線のどちらかです。

[鷹嘴委員]

ということは道路の拡幅とかもないのですか。

[事業者]

ないです。

[鷹嘴委員]

分かりました。

近くに老人ホーム等もあるみたいですので、工事にあたっては、施設から高齢者が抜け出したというような話もよく聞きますので、十分に注意して頂きたいと思います。

[会長]

では、本編の 11 ページを見て頂きたいのですが、ここに風況図がございます。これは NEDO

のマップですね。この右上にある小さい四角い図、これは年間の風況、風速を出しているのでしょうか。これはどの地点のことを言っていますか。

[事業者]

左側のエリアで、確認しています。

[会長]

そうですか。

これを見ますと、ほとんど風は西向きですよ。

[事業者]

そうですね。

[会長]

不思議なのは、この東側のエリアは海に近いのですが、5月から9月は、やませで北東風が卓越するのですよね。なのに北東風がほとんどないというのが不思議なのですよね。

風況はこれから調べるとのことですね。

[事業者]

はい。

[会長]

もう一つは、やませが吹くということは、海のガス、霧が出るのですよね。そうしますと、調査に色々と支障があるというか、見えるものも見えないのですよね。だから、それをどうやってクリアして、さっきのコウモリとか、鳥とかを調べるのは、かなり苦労すると思いますので、やませの実態は、既存の資料で、どこまでやませでガスが上がってくるかが分かると思いますので、それに応じて方法書も決めていった方がいいと思います。

それでは、時間の関係もありますので、ただ今の一般的な事項、稀少種以外につきまして、配慮書の知事意見を構成するにあたり、皆様の意見を再度お聞きしますので、よろしくお願ひします。

では、鷹嘴委員。

[鷹嘴委員]

222 ページです。ここに「方法書以降の手續において留意する事項」とあるのですが、その表の右側の方に、先程の説明にもありましたように、フォトモンタージュ等を使用して説明するという事だったのですが、事業実施区域の近隣に、住宅や施設がかなり存在します。

例えば、主要な眺望点であるとか、人と自然との触れ合いの場であるとか、そういった部分も大切かもしれないのですけども、生活者の立場に立った、そういった部分についての景観、そういったものについても配慮して頂きたいと思います。

恐らく、仰角がかなり大きくなると思うのです。この近隣の学校とか先程の施設等から見え

なければいいのですが、かなりの角度で見えるような状況の場所もあるかもしれませんので、ちょっと丁寧に精査して頂きたいと思います。

[事業者]

はい。分かりました。

[会長]

では、事業者が承知したということで、他にございますか。

はい、平塚委員。

[平塚委員]

配慮書なので、かなりざっくりした話になります。

まず、環境全体、景観にも関わりますが、ジオサイトという要素を入れておいて頂きたい。4ページに想定区域があります。北山崎や鶴の巣断崖など、東側は言うまでもないのですが、西側についてです。先ほど、マサ土の話が出てきました。事業実施想定区域から外れていますが、西側の北の方、ちょっと外れた所に芦生があります。その南側に鉄山があります。白マサの露頭があって、ジオサイトになっているので、一応頭に入れておいてもらいたいというのが一つです。

あとは、ご存知かと思いますが、35ページに川が出てきます。今年の台風10号で、かなり大きな被害がありました。安家川とか長内川、普代川がかなり酷い被害を受けたので、改修工事が行われようとしています。もちろん、台風が強すぎたというのもあるのですが、周りが伐採されていたので、水害が酷くなったのではないかという話もあります。範囲からずれていますが、一応頭には入れておいて頂きたいということです。

それから伺いたいのは、20ページの所です。「変電施設」、「送電線」、「系統連系地点」、全部検討中とありますが、この付近に、他社を含めて相当数の発電所が集中することになったわけです。送電容量の空きがあるのかどうかについてですが、どこに連結して、空きの見込み等は問題がないのでしょうか。

[事業者]

東北電力の送電系統に空き容量があるかという話ですが、全て0になっております。東北電力の管内においては、岩手県のみならず、全域が0という表示になっておりまして、そこに連系するために、募集をかけておりまして、この近辺で連系するためには、上位系統を含めて改修が必要で、このために、このくらいの費用がかかりますというものの募集が今行われておりまして、その中で事業性等を判断していく形になっていくかと思われまして、4月以降、東北電力としての結論が出るという形になっております。

[平塚委員]

わかりました。ありがとうございます。

では、仮の話で申し訳ないのですが、先程、御社ではメンテを会社内で実施するというところで、大変心強いことだと思うのですが、止まったものをなるべく早く動かす、要するに、よく

止まるということになりますね。

つまり、私がちょっと気になっているのは、これだけ多くの風力発電所が集中するということは、例えば、前線が通過するとかの場合には、一斉に風車を止めなくてはいけない時とかもありますよね。

[事業者]

特別に止めるということではなくて、多少、出力の調整をしたりということはあるのですが、完全に止めるという時は、例えば、台風が来る時、これは、風速 25m以上になる場合には、大体 22、3mで止めてしまうのですね。

そういうことはやりますけども、前線とかを逐一チェックして、極端な場合には、何らかの処置をするというのが通常でございます。

[平塚委員]

そういう発電所間の連動、連系というのはあるのでしょうか。

[事業者]

社内では連系はとっています。

[平塚委員]

他社さんとはとっていないのですか。

[事業者]

残念ながら、他社とは、その辺の連系はまだ取れていないです。ただ、今 JWP A という協会が出来ておりまして、そこで色々な事例を討議して、お互いの会社の参考にしようということとは、盛んに行っております。

[平塚委員]

ついでもう一つです。今の止める止めないでいうと、後の方のお話でも出てくると思いますが、バードストライクを回避する一つのやり方として、危なそうな鳥が近づいたら止める。例えば画像認識で種を判別して、種の飛翔パターンというのが大体出てくるので、それに合わせて事前に止める。そして、またいなくなったら動かすというようなことは、発電所として、本当はあまり都合がよくないことですね。つまり、発電量やメンテ上、あまりよくないことであると。

[事業者]

そうですね。

[平塚委員]

それに対する対策は計画に入っている。つまり、止めざるを得ない時も考えてビジネスとして成立出来るだろうということですね。

[事業者]

先ほど、平塚先生の方から出ました、きっとセンサーか何かを設置しておいて、何の鳥かということ判断するやり方だと思いますが、まだ、我々の中では、そういうやり方で発電所を運営している所はないです。

ただし、私共ではないのですが、場所によっては、渡り鳥が渡る時期のある時間帯は、ここを止めてくれと言われて、止めている事業者もあります。そういう事例は聞いております。

[平塚委員]

それは、運行・運用スケジュールの中に、最初から組み込んで動かすことは可能であるということですか。

[事業者]

事業所のパソコンで、発電所を止める、立ち上げるということは出来ますので、そういう形でやっています。

私共の中では、青森県の六ヶ所村で24時間監視センターという所がございまして、発電所の運転を24時間監視しております。その操作一つで、何号機の風車を止めてくれということは可能です。

[平塚委員]

はい、分かりました。ありがとうございます。

[会長]

風車は急に止められないので、20秒くらいかかるという話もあるのですけどね。そうすると、全体の風車基地から出てくる電力の安定性が、なかなか確保出来ないとか、事業者側は難色を示しているのです。

それから実際に、センサーで特別な鳥を感知してというのは、環境省や、経産省で一生懸命やっていますけども、なかなか簡単で、安い方法はまだ出来ていないです。

外国では一部、現地で使っているものもありますが、先ほど、お話があったように、渡り鳥の大群が来るとわかっている場所で、来たぞと感知して止めるという、そういう所では使っているのですが、日本では、例えば、イヌワシと、トビを識別するのはまだ非常に難しいのですよね。トビがいっぱいいると、しょっちゅう止めていなくてはいけないので、これは、まだ実用上、まだちょっと無理かなと思います。

他にございますか。

はい、鈴木委員。

[鈴木委員]

現地調査について要望が二つあります。

事前質問の4番のところに関する話です。「事業実施区域のうち、西側区域の南半分には石灰岩が分布している」の一文のところです。

これは、最新の現存植生図を見ましても、大きな面積を占めているのが、恐らくミズナラ林

のようですので、かなりまとまった林のようですので、ここを改変区域に含めると、現地調査をされる場合には、この地域については、森林生態学的な調査をお願いしたいというのが一つの要望です。

森林生態学的調査というのは、要するに、毎木調査をやって、胸高直径階分布図を準備書で示して下さいという要望です。これは二次林ですけど自然林で、恐らく、尾根部には道路がないと先ほど仰っていましたので、縦に、尾根沿いに道路を通すためのかなりの伐採量になると思われますので、ぜひこの調査をお願いします。

それともう一つ、この石灰岩が分布するエリアについては、動物の中で、陸産貝類の調査をぜひやって下さい。これは難しいことは承知していますが、現状の把握に努めると書いて頂いておりますので、石灰岩地帯特有の希少な陸産貝類がいる可能性が大いにありますので、ぜひ調査を実施して頂きたいと思えます。以上です。

[会長]

これは意見ですので、後で県の方でまとめて下さい。

他にございますか。

はい、平井委員。

[平井委員]

配慮書ということで、抽象的な意見になってしまうのですが、主に、住民への対処という部分での意見です。住民が不安を抱きそうな場所というのは、風車が建つ場所、所謂、距離的に、ここは不安が高いなと判断されることが多いと思うのですが、今回、飲料水をここから引っ張ってくるような地域であったり、山の資源を多様に使っているような地域というのが、現場を歩くと結構ありますので、そういった生活への繋がりや近さというものが強い程、不安を感じるのではないかなと思えますので、そういった自然を含めて住民の不安への対処というのを考えて頂けたらと思えます。

[事業者]

はい。承知致しました。

[会長]

他によろしいですか。

では一つ、私の方から出します。ページ7に、絞り込みの検討フロー図があるのですが、配慮書で一番大事なのは、事業実施想定区域を絞り込む手順になります。

先程、鷹嘴委員も、特に地域の住民への影響に配慮して、エリア等を設定すべきというご意見があったわけですが、このフロー図では、自然環境への影響については、下の方の(5)の所にちょっとあるんですね。しかも、これは、人のことを言っているようにみられるのですよ。その上の4は、法令にエリアとして制約を受ける所の確認であって、生物そのものではないですね。

そういうことからすると、基本的な考え方としては間違っていると思うのですよね。本来は、ページ13には、保安林が配置されているし、図ではないですが、ページ140には、県の環境基

本計画のことも書いてあります。それから、更には、後で論ずる希少鳥類の分布図もちゃんと書いてあるわけなのですよ。そういうものを配慮して、実施想定区域を決めるべきなのですよ。ところが、ここでは、ほぼ社会的に規制されている状況と、物理的な風況条件のみしか考えてないのですよね。そういう意味で、今後も、こういう感じの配慮書が続いて出てくる可能性があるのですけども、基本的には、この枠組みを変えて欲しいのですよね。

そうしないと、後で問題が大きくなるのですよ。それで我々も苦勞して、意見を出さなければいけなくなります。そういうことから、今後は、このフローにおいても、既に、今申し上げたような様々な自然環境条件について、十分勘案して想定区域を決めて欲しいと思います。

これ皆さん如何ですか。

よろしいですか。

では、時間も迫りましたので、また後で残っている質問等がありましたら、取りまとめます。とりあえず、稀少種の論議に入りますので、非公開としたいと思います。

(傍聴者がいなかったため、そのまま非公開部分の審議を続行しました。)

(非公開部分の審査を行いました。)

[会長]

一般部分でまだ質問残っている方おられませんか。

はい、どうぞ。

[鈴木委員]

質問するのを忘れていましたが、国有林、民有林の大体の分布を教えてくださいたいのですが。詳細図面がなければ、大体どのくらい分布しているというのを教えてくださいますか。

[事業者]

15 ページの図面の保安林になっている所は、ほぼ国有林です。

[会長]

保安林の所ですね。緑のメッシュですね。

[鈴木委員]

それ以外の所が民有林と考えて宜しいですか。

[事業者]

はい。

[鈴木委員]

はい。ありがとうございます。

[会長]

他によろしいですか。

(他の委員から意見・質問なし)

[会長]

それでは、稀少種部分も含めまして論議が終わりましたので、これまで各委員が述べられた意見を審査会の意見と致します。事務局においてはこれらを踏まえて、本件配慮書に係る知事意見を形成されるようお願い致します。

それでは、以上で、「(仮称) 田野畑風力発電事業計画段階環境配慮書」の審議を終了します。事業者の方はご苦労様でした。

[事業者]

ありがとうございました。

[会長]

予定の議題は以上ですけれども、その他事務局から連絡等ございますか。

[事務局]

委員の皆様、御審議大変お疲れ様でございました。

本日の御意見を基に、当該案件に対する知事意見を作成させていただきますので、宜しくお願い致します。

それから、今後のスケジュールについてでございますが、次回の第66回技術審査会については、既にお知らせしておりましたが、2月20日、再来週の月曜日の午後1時から、県庁12階特別会議室で開催予定でございます。

こちらにつきましては、県庁内での開催ということになりますので、これまでも申請があった場合には受け付けていたのですが、県庁構内に駐車を希望される委員がいらっしゃいましたら、申し出頂ければ手続きを取りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それ以降の審査会でございますが、現在、日程調整をさせて頂いておりますけれども、3月の中旬頃に1回、それから、4月の中旬頃に1回の開催を予定しております。

具体的な日程につきましては、近日中にお知らせしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

なお、審査案件でございますけれども、3月の方が、先日送付させて頂きました、岩泉有芸風力発電事業配慮書、それから、4月の方が、既に手続きが開始されております、公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業方法書ということになります。

それから、まもなく配慮書の手続に入る予定の(仮称)八幡平風力発電事業があるのですが、こちらの方も、併せて4月に審査をしたいと思っております。

年度末に向けてお忙しい時期で大変恐縮ではございますけれども、引き続きどうぞよろしくお願い致します。事務局からの連絡事項は以上になります。

[会長]

それでは、他になければ本日の会議はこれで終了します。
どうも御苦労様でした。

[事務局]

以上をもちまして、第 65 回県環境影響評価技術審査会を終了いたします。
委員の皆様、お忙しいところ、大変ありがとうございました。